

「ビジネスと人権」

～盛岡地方法務局人権擁護課からのお知らせ～



近年、「人権」に関する社会的な関心の高まりを背景に、ビジネスの分野において人権への意識が高まっています。ビジネスを行う上で人権を尊重することは、企業価値向上に貢献することとなり、逆に軽視すれば、企業活動における様々な人権リスクを背負うことにつながります。

盛岡地方法務局人権擁護課では、「ビジネスと人権」として、企業が尊重すべき人権、また人権に関するリスクについて各企業様に説明するとともに、各種研修を無料で行っておりますので、研修講師の派遣依頼など、お気軽にお問合せください。

【研修例】 「ハラスメント」、「ビジネスと人権とは」等

Myじんけん宣言してみませんか？



「Myじんけん宣言」とは、企業、団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組です。「ビジネスと人権に関する指導原則」が掲げる取組の一つである「方針によるコミットメント」の公表にもご利用ください。



(公財) 人権教育啓発推進センターのウェブサイトより



「ビジネスと人権」法務省HPはこちら ⇒



【お問合せ先】

住所：〒020-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎

盛岡地方法務局人権擁護課 電話：019-624-1141(代表)